

## 三井組の天保金差し下し（二）

—万延元年～文久元年の天保小判と天保二朱金—

須賀博樹

はじめに

万延の改鑄に続く新旧金貨引き替えは、開港前の改鑄とは異なり三都同時での開始はできなかつた。まず、日本国内の金価格上昇で高率の増歩になつた影響により江戸で殺到した引き替えから着手された。その後、江戸でのブームが一段落し始めてくると、大坂では再び天保金を中心に集められ江戸へ差し下された。ようやく、大坂・京都で新旧金貨引き替え開始の触書が出されたのは文久元年（一八六一）九月になつてからだつた。<sup>①</sup>

筆者は前稿で、安政六年（一八五九）五月に天保金増歩と七月に旧

金貨増歩、安政の改鑄とその失敗、安政七年正月に天保金・安政金増歩、万延の改鑄を経て、江戸では万延元年（一八六〇）、安政七年三月一八日に改元）四月に旧金貨増歩、そして万延金による引き替えが開始されるが、大坂では六月に大坂から江戸へ天保金差し下しが一旦停止されるまでを述べた。筆者は他方で、文久元年（一八六一、万延二年二月十九日に改元）に大坂では六月一日に、京都では五月二十八日に引替元金が到着、万延の改鑄による新旧金貨引き替えが九月に開始され、その後京都・大坂での新旧金貨引き替えとその終焉、幕末の十五軒組合の構成員変化についても考察した。<sup>②</sup>

そこで筆者は、安政七（万延元）年正月に天保金・安政金増歩、四

月に旧金貨増歩に関連して万延の改鑄が実施され、その後の三都で引替体制の足並みが揃うまでの事情、高い増歩故の引替障壁を本稿で考察する。本稿の時期は筆者前掲二稿の中間に位置しており、三章の一部例外を除き万延元年六月～文久元年六月を分析対象とする。

本稿の目的は次の三点となる。<sup>①</sup>天保金の増歩実施により大坂でも引替開始圧力が強まるが、金座は天保金の江戸差し下しを継続した。差し下しをめぐる江戸金座と江戸三井組間の交渉、加えて三井組内でも江戸・大坂間の天保金差し下し交渉を考察する。そして大坂でも天保小判一〇〇両につき代り金三三七両二分の増歩に基本なつたが、大坂から江戸への天保金差し下し飛脚賃、江戸から大坂への代り金の為替送金手数料をそこから引き去る形で差し下しが行われるようになつたことを明らかにする。

②万延元（安政七）年正月と四月の増歩は、天保二朱金を次の増歩期待の標的にさせ、取引の際の打銀を高騰させており、その打銀の変化を捉える。一月に天保二朱金一〇〇両につき代り金一〇七両二分の増歩になつたが、江戸では天保二朱金引替高制限をかけると引替期待が薄くなり増歩を下回る取引になり、他方、万延二（文久元）年に大坂で新旧金貨引き替えの開始期待が出ると増金が加わり増歩を上回る取引になつた。天保二朱金について増歩以後、新旧金貨引き替え開始以前の大坂・江戸間の貨幣相場差を考察する。

③大坂では安政七年の御用金・献金では、集められた金銀貨に天保金・天保二朱金・安政二分判も含まれた。特に市中から集められた銀

で天保金をどのように調達したか、近江屋猶之助家の史料からの考察も加える。

基本史料は、三井組大坂両替店作成「京江戸別通之控」の書状であるため、本稿は三井組の大坂・江戸間の書状内容の検討が中心となる。「京江戸別通之控」からの記述は「年月日書状」と表して区別していくが、特に注記をしない場合の書状は全て三井組の大坂支配人から江戸支配人へ、又は大坂名代から江戸名代へ宛てられたものである。<sup>③</sup>他に、「江戸書状控」からの記述は「年月日書状（江状）」、三井組・十人組の両組による「御為替方連状之控」からの記述は「年月日書状（連状）」と表して区別する。

前稿と同様に本文中の語句では、持参された天保金・天保二朱金の代金は「代り金」、幕府が公布した公定の増歩は「増歩」、天保二朱金の価格上昇に伴う「増歩」と「歩増」は同じ意味で用いることにする。史料中の「増歩」と「歩増」は同じ意味で用いることにある。引用史料の金高が「符牒」で記されていることがあるが、三井組の符牒は「イセマツサカエチウシ舟」が通用又は口符牒、「曾野見江佐留所於戒敬」が口符牒だが、史料中でもその都度注記する。

# 一 江戸金座と江戸・大坂三井組

1 大坂から江戸への天保金差し下し再開交渉

て江戸での引替混雑もあり、大坂差し下し分をどの時点で受け入れてもらえるかが焦点になつた。

組の天保金差し下し(二)  
其御時同林御角田朝倉御行方  
一七〇五年秋伊達氏宗御行方  
候故、所々々引替之儀申越、断ニ困リ入申候儀ニ御座候」とある。大坂では天保金・安政金引き替えの触書が一七〇九年に出されたが、実際の引き替えについてはまだ何も出されていないため、引き替えの依頼があつても断つてはいる状態だつた。

更に、三井組大坂支配人から江戸支配人への四月二三日書状には、

「且當分之処、金高之御引替不相成候得共、追々御増引替相成」とあり、当分の間は金高による引き替えは行わないが、今後は増歩での引き替えには対応するとしている。この時、江戸より見本の万延小判・二分判・二朱金が各一〇両ずつ計三〇両送られたが、一分判は入ってない。

万延金鑄造以前にも大坂から江戸へ天保金は差し下されており、先の触書が出される直前にも差し下しが行われていた。前稿でも述べた

右様被申談候ニ付被及御即答候者、何分上方表之氣配茂有之儀ニ付、如何返答可申越哉、委細通達およひ書狀往覆之上、否御答御申上可被成旨御申答置候御儀ニ御座候由、就而ハ当地之模様如何有之哉、右之趣意ニ而金高預り可相成哉否可得御意趣<sup>(5)</sup>

ます金座の内情が述べられている。七月段階での万延金鉄造は御蔵納分が多く、その余りを引替所へ廻しているため引替元金高は減り、引替元金増加も見込めない。金座では吹所を拡張し増員もしたが、内実は金貨鑄造の原資が少ないため、引替元金鑄造を優先させ引替高も増加させたい。そこで江戸は言うまでもなく、大坂は他国に比して無双の福があるため引き替えでは期待される場所である。金座は江戸両組を通じ、大坂での引き替えの流れを次のように示した。

金座が出した大坂での引替案の内容は、①天保金持主より預け書を出す形で、大坂両組が天保金を預かり、それを江戸へ差し下す。②天保金が江戸着になつたら金座へ渡し、凡そ三〇日位で引き替える手順である。③そうすれば、大坂・江戸間の天保金差し下しと代り金上りの片道日数を各一五日と考え、天保金持主には六〇日位で代り金を渡せる積りである。④大坂から江戸へ一回当たり五〇〇〇両か一万両を差し下し、両組だとたちまち二、三〇万両程の金高になると見込んでいい。これが行き届けば必ず御奉公筋にもなるため、取り計らつてもらいたい、と金座は提案している。

方の様子もあるためとのよろに返答したらしいが考え  
委細は大坂へ  
通達して書状往復の上で金座へ返答するとしている。ついては大坂の  
模様、天保金の預かりについて意を得たいと述べている。書状はこの  
先、大坂からの返答部分に入るが、大坂両組は金座の提案は実施が難  
しいと分析する。

若自然右之趣ニ而金高取扱可相成場ニ至リ可申儀ニ候ハ、座方ニ  
而ハ手元取扱を以為登・下シ相成候様被談候得ども、右様相成候  
而者飛脚屋共へ相渡候之義ニ付、金高旁道中ニて万一故障有之候  
節ハ如何体迷惑可致哉難斗甚心配之儀ニ付、金高相纏或者壹万両  
又ハ式万両与其時之御証文を以御差下相成、代り金辻茂右之順ニ  
而同様御伝馬を以為御登相成不申候半而者相叶不申、且者於持主  
も同様心配之向も有之差支候間、何れにも御伝馬なら而ハ金高相  
集り申問敷返答可及様被成度、然ル上ハ其廉を以御申立御取用之  
有無者難御斗候得ども何分心配筋ハ御同前御遂被成度被思召、尚  
大坂表之儀者、遠路取扱旁格別ニ被存、三拾日限代り全御下ケ可  
相成由ニ候得ども、少し者相延候見込相付置候半而者相成間敷  
歟、御地引替所之向ハ日限難相定趣、凡六・七十日位相懸り可申  
様子ニ御座候、是以五千両以上なら而ハ相叶不申由ニ御座候旨<sup>(5)</sup>  
もし金座の提案が実行に移されたのならば、金座の手元取り扱いで  
大坂・江戸間の金高の往復になるが、そうなると飛脚屋へ手渡される  
ため、途中で故障が発生した場合が心配である。大坂からの天保金は

當時 公辺御入用多ニ付日々御金藏へ過分之金高上納ニ相成、其  
余を以引替所へ相廻し候ニ付、追々引替高相減し、此模様ニ而ハ  
当分可相増見込相付キ不申候、尤吹所御建広ヶ相成、人數相増居  
候得ども、内実者此節御元手薄ニて如何とも致し方無之、依之引  
替方潤沢二者吹方相増候より外無御座候ニ付、御当地引替所者不  
及申、大坂表之儀者他国ニ無双福有ニ而金銀共引替出進方同所ニ  
限り候事故、彼地へ委細被及御通達候様被申聞候所、左之通  
大坂表保字金持主名兩組家別ニ預り書を以、金高相預り正下シ  
取斗、江戸着之上同組名座方江相預ケ置、凡日數三十日目位ニ  
而引替り候手順、左候ハ、道中為登・下シ日數片道十五日宛と  
見込、都合六十日目位ニ代り金持主受取可相成心得ニテ、夫々  
為差出一ト建五千両或者壹万両ツ、差下シ、忽之内両組ニ而  
式・三拾万両茂厚配御取集連々差下候様相成申間敷哉、右様行  
届候上者急度御奉公筋ニも相成候間、御精々御取斗有之候様致

代り金高は大きくなるため伝馬を用いて上せる形にしないと天保金持主の心配も払拭できず支障も出ることになるだろう。そのため、伝馬を用いていかないと金高が集まらないのではないかと返答しており、金座の飛脚便の使用に否定的な見方を出した。

尚、大坂からの差し下しは、地方から大坂までの遠路を来る天保金も扱うため格別に見てもらいたい。三〇日で大坂・江戸を往復するがあるが、遅延もありうることも踏まえる。江戸の引替所は日限を見定め難いようだが、六・七〇日位はかかると大坂では判断する。これが大坂からの差し下し高五〇〇〇両以上になると、金座の提案が実施困難と考える理由であると返答している。続けて次のように述べる。

扱又弥申立之趣意相買キ取扱被仰付候上者、持主より御地引替所にて取極候打銀・代り金百両ニ付銀式拾匁之割、保小判百両ニ付金壱両貳朱ツ、申受、両地ニ而引訳受取、荷造諸入用等ニ當テ候半而ハ保金引替之廉ニおひてハ座方々御手当諸入用等出不申候条、夫々至極相談之上都合も否早々可得御意旨、被仰聞夫々具に致承知候、一同打寄相談およひ候所、大坂表當時金方引替都而相休候折柄ニ付、先納之儀申出候茂不都合之至、ケ之様被存殊ニ格も無之、且又脚便を以致往返候茂御同前相好不申ニ付、被仰越候儀ハ迎茂出来難仕奉存候、乍併色々勘考其上左之通申談試候。

金座の提案を貰いて実行したならば、持主より江戸の引替所で決めている打銀は、代り金で一〇〇両につき銀二〇匁の割、天保小判で一〇〇両につき一両二朱を申し受けすることになる。これは江戸・大坂で

### 三井組の天保金差し下し(二)

地御受取之趣致承知候、乍併先納之儀も有之、殊ニ御証文を以致往返候ニ付、格別入用等も相懸り不申候様被存候間、保字金百両ニ付金壱両ツ、持主々為諸入用受取可申積ニ御座候間、此儀貴地御懸り様へ御願立被下御聞済相成候上者、<sup>(8)</sup>当地町御奉行所江も相届候上ニ而受取申度奉存候、右之段御答候。

大坂では増歩触れ出し後も新旧金貨引き替えは始まつておらず、先納のみでの引替受付は市中には言いくらい。大坂へ定例の引替元金を両組へ一ヶ月に五、六〇〇〇両ずつ渡してくれればすぐに引き替えられる。一旦引き替えが始まれば、多少とも先納分も出ると考えられ、その時はそれも集めるよう努め、先納分は集り次第に証文で江戸へ差し立てる。先納分の代り金は三〇日限で大坂へ送金されるように金座へよく確認してもらいたい。大坂では持主に対し大凡の日限を決め先納させているため、延引すると御用に支障が出ることになるのでこのことは申し上げておく。

大坂で新旧金貨引き替えが始まつたのならば、天保金に限らず、旧金貨の古金類や元文金・文政金も一盤に引き替えることを、念のため申し上げる。

引替所へ渡されている引替諸入用は、天保金に限り金座から渡されていないため、江戸では代り金一〇〇両につき銀二〇匁の割・天保小判一〇〇両につき一両二朱を持主より受け取っていることは、大坂でも承知している。大坂では天保金の先納であり、証文を以て江戸・大坂間を往復するため、格別の費用はかかるないと考えている。そのた

分けで荷造諸入用に充てる。天保金の引き替えではまだ金座から御手当諸入用は出されておらず、相談の上で江戸の意を得たい。

江戸からの通達内容を大坂両組一同で検討したが、大坂は引替休止のため、天保金を江戸へ先納させる申し出は不都合である。また、飛脚便に依存する大坂・江戸間の送金は好ましいとも言えず、金座の提案は大坂では出来難いと考える。しかし大坂両組は勘考した上で、試みに出した結論を次の三点に述べており、これが金座の提案への実施条件と言うべきものだった。

一此度御内意之趣も御返答之儀、大坂表御増歩後、専今引替相始り不申候ニ付而者先納之儀而已市中江難申入候間、矢張定例之通為御元手と両組へ壱月ニ五・六十両ツ、御下ヶ渡被下度、右代り金之儀ハ即座ニ引替差立可申候、左様一旦引替相始申候得者其内ニ者多少とも先納之分も可有之哉ニ奉存候、其刻成丈ヶ出精取集候様可致、尤集り次第御証文を以差立可申候間、着後御届等例之通御取斗之上座方へ御納被下、代り金三十日限無相違為御登相成候様、得与御懸り様へ御引合置被下度奉頼候、当地之儀者粗日限取極之上先納為致候事故、延引仕候而ハ御用障ニも相成候間、此段吳々申上置候

一当地引替方之儀弥始候ハ、保字金ニ不限古金類・真草文字金とも、都而一盤ニ引替可申候、此段為念申上置候

一引替所へ被下候御手当之儀、保字金ニ限り座方々御下ヶ無之、依之代り金百両ニ付式拾目之割・保字金百両ニ付壱両貳朱ツ、於貴崎・阿波からの事例が書状に記されている。

まず、三井組大坂支配人から江戸支配人への九月一六日書状「下ヶ札」には次のように述べている。

此度江戸表々古金引替摺取方被仰越候付、南都所持之者御取集、大坂三井組江引替ニ遣し候處、御元切之由ニ而引替相断候間、京都ニ而引替相成間敷哉之趣惣年寄衆々茂種々相談有之候得共、京地逆も同様當時御元切ニ付、此節御引替難出来段程克御断御申上置候由

江戸より古金引替の摺取方で仰せ越しがあつた。それを受け、奈良

南都で持主らが古金類を取り集め、大坂三井組へ引き替えに出したが引替元金がないため断わられる。京都で引き替えは可能か否かを惣年寄衆よりも相談があつたが、京都も大坂同様で元切れのため、引き替えを断わつたことを報告している。

また、九月一六日書状には「真草文字金七仙<sup>(二)</sup>両斗追々二溜り合迷惑いたし申候、右金高兩度割合差下申候間、何卒御引替御世話被下度御頼得御意候、尤代り金之儀可相成文早便を以爲御差登可被下候、(中略)尚亦爲替打高直ニ候ハ、八日限ニ而正登セニ御取斗可被下候」とある。大坂三井組では元文金文政金二〇〇〇両が溜り迷惑としており、これを二度へ分けて江戸へ差し下したいが引き替えの世話を依頼している。尚、代り金の送金は早便で大坂へ上せるよう希望している。為替打が高いのならば八日限で大坂へ代り金を正上せで送るよう希望している。九月一八日書状・一二日書状によればこの元文金文政金は一八日・二二日に江戸へ差し下され、一〇月二〇日書状では代り金六九三七兩は一二日までに三度に分け為替が大坂へ送られた。そして一〇月二五日書状にも元文金<sup>一</sup>安政金一〇六七兩を二五日に江戸へ差し下した。尚、九月二二日書状には「真草文字金之儀無拠先柄ニ而断茂難申入、先々ニ而当夏已来より手金を以引替申候得共、尔今引替御元御登セ無御座」とあり、引替依頼され断れず今夏以降に手金で引き替えていたものを、引替元金が大坂へ来ないため差し下す方針に変えたと述べる。

三井組大坂支配人から江戸支配人への九月二三日書状には、大坂の

銅座役所でも天保金が長崎表から到着した。これは大坂三井組が預か

り、江戸の金座に問い合わせた上で取り扱いを決めるうことになった。

そして、三井組大坂支配人から江戸支配人への一月五日書状には、

銅座より預かりの天保小判五四〇〇両余は江戸より代り金「新小判」

の万延小判が大坂着になるまで預かることが記されているが、その後の事情は記されていない。他に、大坂三井組の杉本・吹田から江戸支配人への文久元年(一八六一)五月二十五日書状に「阿州表<sup>カ</sup>登り込申候間、追々差下可申積りニ御座候」とあり、前稿も問題になつた阿波藩からの天保金が到來したため、江戸へ差し下すと述べている。

他方、万延元年九月一六日書状には江戸から大坂での天保金取入を依頼しており、大坂内の天保金を引き出す試みをしている。これも長

藩から天保金が到來したため、江戸へ差し下すと述べている。これも長

文にわたる書状だが主要部分を取り上げる。

当地保金相庭打銀壹枚二付九匁已上之取引之由承り、依之右保金千両分於彼表買付相成間哉可相成者世話いたし、尤時々少々宛之

高下可有之間、保判百両ニ付三百弐拾七両弐分位ニ者、手ニ入申

問敷哉之旨被及頼談候間

大坂で天保小判一枚の打銀が九匁以上での取引であることを江戸では承った。そのため天保金一〇〇〇両分の買い付けを世話してほしい。若干の打銀変動はあるが、天保小判一〇〇両につき三三七両三分位で買い付けていいかという頼談である。

これを受けて大坂では次に示す史料のように、A江戸からの頼談を実行した場合、B公定の増歩を踏襲しながら大坂から自ら差し下した

場合、で分析している。

A 一保小判イ仙兩

<sup>(百)</sup>舟両ニ付マ舟セシエ両七分替

但右ニ而買付相成候ハ、代り金參着限ニ而爲替取組代り金引取

可申、尤爲替打過分ニ相掛り候而者先方都合も有之儀ニ付、

在合舟<sup>(百)</sup>両ニ付サシ<sup>(五十)</sup>、迄之出合有之候ハ、御取付可申候、自然

サシ<sup>(五十)</sup>、已上ニ候ハ、弥買付可相成趣ニ得御意候ハ、其元<sup>ノ</sup>十

日目今廿日限り位迄之所ニ而爲御登爲替取組、代り金爲御差

登可被成候

B 一保小判イ仙兩

<sup>(百)</sup>舟両ニ付マ舟マシカ両七分替

但御定<sup>ノ</sup>イ両相減し候得ども、是者打銀相掛り候ニ付如此、尤

廉者代り金爲替打・正下し入用とも爰元受持之積り

A 公定の増歩より一〇両マイナス(三三七両一分)。この場合、江戸から大坂への代り金は、相手指定なしの參着限りで爲替取組をす

る。爲替打がかかりすぎては先方の都合もあるため、在合金一〇〇両

につき爲替打五〇匁まで相手の出合があれば取り付け。五〇匁以

上ならば爲替の買付けはなるべく行う趣のため、江戸より一〇日目

から二〇日限で爲替取組し、代り金を大坂へ上せる。

B 公定の増歩より一両マイナス(三三六両一分)。これは天保小判

の打銀がかかるためである。この場合、江戸からの代り金の爲替打、

大坂からの天保小判の正下し飛脚貢は、大坂が負担である。

しかし、大坂の立場を次のように述べている。

兼而保字金引替之儀御頼得御意候得ども兎角六ヶ敷御様子被仰

聞、追々金操<sup>(幾)</sup>世話敷時節ニ相成候ニ付、保字金之分者最早壹枚

八・九匁之打ニ而損毛相立候へ共、於當地売払切申候故當時爰元

店ニ持合無御座候、何分引替御元金無之故、古金類無拠先々少々宛被相頼、右代り金相嵩迷惑いたし申候、金操甚<sup>(幾)</sup>六ヶ敷御座

候間、代り新金爲替ニ而御仕向ヶ歟、正登セ被下候ハ、保小判時

相庭を以即日買入、正下シ御世話いたし申候

つまり、江戸での天保金引き替えを頼んではいるが受入困難な様子を言われた。大坂では金繰りがせわしい時節であるため、天保小判を得る際につき八・九匁の打銀負担がある。市中では天保小判が

売払い切つた様子で、三井組でも持ち合せはない。三井組では引替元

金がないものの、古金類の引き替えを少々頼まれることがあり、これ

らの代り金の立替高が嵩み迷惑している。金繰りは難しいが、天保金

の代り金を新金爲替で送つてくれるか、大坂へ正登せしてくれれば、

大坂では天保小判を時相場で即日買入江戸への正下しを世話する

と述べている。

その後、三井組大坂支配人から江戸支配人への一〇月二五日書状には、江戸での引替高が減少して、大坂分の受入が可能になつたことが確認されている。

古金類并保字金共此節市中引替人無数相成、座方ニ而も金高多少

無差支引替相成候間、此書状着前差立之向も有之候ハ、古金類最

早聊諸雜費も相掛り不申、保字金之義者半減之打舟<sup>(百)</sup>両ニ付金七分

宛御申請、尚此状着後差出候ハ、保字金打銀一切不申請無之、御

表1 三井組（大坂）の旧金貨差し下しと代り金

	万延元年～文久元年		
	古金類計	代り金	端銀
	両、分、朱	両、分、朱	匁、
慶長金	18	98.2.2	0.90
元禄金	17.3.2	67.2.1	0.30
宝永金	15	52	3.00
正徳金（武藏判）			
享保金	31.1	176.2.1	
元文小判	532		
元文一分判	598.2	4,092.1.2	2.10
文政真文二分判	116.2		
文政小判	877	4,349.1.2	0.60
文政一分判	278.1		
文政草文二分判	307.2	962.1.3	2.25
天保小判	21,300	71,934.1.2	
天保一分判	1,853.1	6,041.3.1	
天保金（内訳不明）	2,000	6,765	
安政小判	30	80.2.2	
安政一分判	20	55	
天保五両判	40	109.0.3	0.75
文政一朱金			
天保二朱金	3,000	3,000	
全古金合計	31,035.0.2	-	-
（代り金）	-	97,784.3.3	9.90

### 3 大坂三井組の差し下し金高と代り金高

新金為替、さらに飛脚積よりは正金を正上せで送つてくれれば、大坂で古金類・天保金を手早く取り入れ早々に江戸へ差し下しができると述べている。

三井組について大坂から江戸へ古金類・天保金・天保二朱金の差し下しを示したものが表1・2である。大坂から差し下された分の集計対象は、先の方延元年九月一六日書状にある「此度江戸表々古金引替

### 三井組の天保金差し下し（二）

ハ、参着為替取付ニ而も宜敷、尤為登・下し為替打并飛脚賃等者爰元引請ニ相心得可申旨  
一当地引替御元手金之義も時々御伺候得共、未為御差登之場合ニ至リ不申由、中々当分者行届兼候趣御座候旨御紙面之趣夫々致承知候、右ニ付今夕溜り合之分古金類・保字金千六拾七両差下申候間、其着早々代り金御増歩共御差登セ可被下候  
江戸市中では古金類・天保金の引替人が減り、金座でも金高の多少に寄らず引き替えができる。この書状が大坂着になる前に大坂から差し下しても、古金類は雑費もからなくなり、天保金の雑費も半減して二分になつた。この書状到着後は天保金の打銀もからなくなり、規定通りの増歩で勘定もできるだらうと見通しを述べている。

江戸から大坂への代り金は、これ以降、古金類・天保金が江戸着になり次第すぐ、為替でも正上せでも送金可能である。この時点で引替高を増やした方が御奉公筋にも良く、そのため書状日の度毎に古金類・天保金を一〇〇〇両ずつでも大坂から江戸へ差し下して貰いたい。代り金が急ぎならば参着為替で大坂へ送金しても良いが、大坂・江戸間の為替打や飛脚賃は大坂の負担としている。

大坂への引替元金についても時々尋ねてはいるが、当分の間は江戸

定通御増歩御勘定被成、且代り金御増歩共此節々以後到着之廉者着次第、直様為替并正登セ等ニ御取斗被成候条、當節ニ到り候而者引替金高御差出候かた御奉公筋ニ茂相当り候間、状日毎ニ古金類保字ニ不抱曾仙兩ツ、も正下し取斗可致様、代り金差急ニ候爰元引請ニ相心得可申旨

ハ、参着為替取付ニ而も宜敷、尤為登・下し為替打并飛脚賃等者爰元引請ニ相心得可申旨  
一当地引替御元手金之義も時々御伺候得共、未為御差登之場合ニ至リ不申由、中々当分者行届兼候趣御座候旨御紙面之趣夫々致承知候、右ニ付今夕溜り合之分古金類・保字金千六拾七両差下申候間、其着早々代り金御増歩共御差登セ可被下候

江戸市中では古金類・天保金の引替人が減り、金座でも金高の多少に寄らず引き替えができる。この書状が大坂着になる前に大坂から差し下しても、古金類は雑費もからなくなり、天保金の雑費も半減して二分になつた。この書状到着後は天保金の打銀もからなくなり、規定通りの増歩で勘定もできるだらうと見通しを述べている。

からそれが差し立てられる状況ではないことを大坂でも承知している。大坂で溜つた一〇六七両を今夕に江戸へ差し下すため、代り金を送つてもらいたい。

つまり、一〇月末に至り江戸での引き替えが一段落し、大坂の差し下す分が受入可能になつたが、金座では大坂へ引替元金を差し立てられる余裕には至っていない。しかし他方で、大坂からの受入可能が二章で述べる江戸での天保二朱金の引替阻害を引き起こすことにもなつた。他にも、三井組大坂支配人から江戸支配人への一月二日書状には、大坂から古金類・天保金を差し下しても、江戸から代り金を上すことが順調に機能していないことが述べられている。

代り金高相嵩申候故迷惑申候、既ニ先使古金類并ニ保字金取交マ仙カシエ兩差下申候、右代り金ニ而茂曾万兩余ニ相成時分柄、金操世話敷折柄ニ付、状出日毎ニ曾千兩宛差下申候儀者、迎茂金操六ヶ敷時節ニ御座候間、其御地々代り新金為替并飛脚積りラ正金正登セ等ニテ御仕向被下候ハ、古金類・保字金共手早ニ取收入出来早々差下可申候

大坂では差し下した分の代り金が嵩み迷惑している。先にも古金類・天保金三〇六七両を江戸へ差し下した。しかし、文政草文二分判に賛金二分があり正確には合計三〇六六両二分になつた（表2参考照）。そして、大坂への代り金は一万二〇〇両に及んでいる。金繰りが忙しい折柄のため、書状差出日毎に大坂より一〇〇〇両ずつ差し下すことは、とても金繰りの上でも難しい。江戸より代り金については

る。判明する金高は、古金類計三万一〇二三五兩二朱、代り金九万七七八四兩三分三朱と端銀九・九匁である。最も多いのは天保小判だが、天保一分金と「天保金」(内訳不明)「も含めた天保金合計は二万五一五三兩一分、代り金八万四七四一兩三朱になる。しかし実際には、江戸金座で悪金など贋金と判別されると、大坂の差し下し金高と江戸の金座での改め後の金高が若干異なることもあった。

一二日の天保一分判一〇〇〇両は、公定の増歩より高く出されたものである。<sup>10)</sup>大坂の差し下し金高と江戸へ差し下された天保金について代り金を大坂へ上せる為替の「覚」がある。表2参照。(表2参照)。

②為替で以て古金類・天保金の代り金を江戸から大坂へ送つたが欠点もあり、為替の送金高によっては過不足が出易い。大坂三井組の杉本・吹田から江戸支配人への文久元年五月一日書状には、江戸へ差し下された天保金について代り金を大坂へ送つたが欠

いて、全体の実態把握は困難だが、判明分について反映させた。尚、(1)江戸へ差し下された文久元年九月八日の天保小判二五〇〇両、九月二一日の天保一分判一〇〇〇両は、公定の増歩より高く出されたものである。<sup>11)</sup>

同一 小判七百両  
此代り千拾貳両貳分  
覺  
同一 小判七百両 三月五日夕下ス

此處ニ而  
同一 小判六百両 同 十七日限  
同 壱分判四百両 同 十一日夕下ス  
此代り三千三百武拾五両  
同一 小判千両 同 十四日夕下ス  
此代り三千三百七十五両  
同一 小判千両 四月十一日夕下ス  
此代り三千三百七十五両  
同一 小判式千両 同 廿一日夕下ス  
此代り六千七百五拾両  
同一 小判千両 五月八日夕下ス  
此代り三千三百七十五両  
同一 小判千両 四月十一日夕下ス  
此代り金七万マ仙サ舟エシサ両  
マ仙マ舟エシサ両  
同 廿日限  
右同人差団方渡  
五月二日限  
炭安下

年	差下日	古金内訳	古金高 両.朱	大坂へ為替での代り金(判明分)	書状日付
万延元年	5月12日	天保二朱金	1,000	?	5月12日
	5月15日	天保二朱金	1,000	?	5月15日
	5月18日	天保二朱金	1,000	?	5月15日
	9月18日	元文金、文政金、天保一分判	1,000	11月11日限(米屋千助手形、米屋伊太郎出分)6,700両。 同上。	9月18日
	9月22日	元文金、文政金、天保一分判・一分割、天保五厘判	1,066.2	11月23日限(米屋千助手形、米屋伊太郎出分)3,500両。	9月22日
	10月25日	元文金、文政金、天保一分判	1,000	12月4日限(米千為替手形)12月15日(竹川為替手形)12月12日(米千為替手形)で合計10,124両1分3朱。 同上。	10月25日
	11月2日	天保小判(別廉)	2,000	12月16日限(米屋千助手形、米屋伊太郎出分)で2,050両、12月12日限(米屋千助手形、米屋伊太郎出分)で3,000両。	11月2日
	11月8日	天保小判(別廉初建)	1,000	11月26日限(米屋千助手形、米屋伊太郎出分)で3,365両。	11月8日
	11月12日	天保小判(別廉二建)	1,500	11月28日	11月11日
	11月18日	天保小判(別廉三建)	1,000	12月2日	11月18日
	11月27日	天保金	1,000	?	12月2日
	12月2日	天保小判	1,000	?	12月2日
	3月5日	天保小判	300	3月5日	3月5日
	3月8日	天保小判	700	3月8日	3月8日
	3月11日	天保小判・一分判	1,000	3月14日~5月15日の手形6点で大坂より為替取組で引き取られた分の13,500両、	3月12日
	3月14日	天保小判	1,000	4月11日~5月15日の手形3点で江戸より為替が取り組まれ手形が登る分の10,400両。	3月15日
	4月12日	天保小判	1,000	4月23日	4月15日「覚」
	4月22日	天保小判	2,000	5月15日「覚」	5月15日「覚」
	5月8日	天保小判	1,000	5月22日	5月22日
	5月15日	天保小判	1,000	5月25日	5月25日
	5月24日	天保金	1,000	6月1日	6月1日
	6月1日	天保小判	1,000	7月5日	7月5日
	7月5日	元文金、文政金、天保小判・一分判	1,000	8月15日	8月15日
	8月15日	古金類、元文金、文政金、天保小判	968.2	8月18日	8月18日
	8月18日	天保小判	2,000	11月11日	11月11日
	9月8日	天保小判	2,500	11月11日	11月11日
	9月12日	天保一分判	1,000	?	?
		合計	31,035.0.2		

注: 端数の大坂への送金については省略した。



で送つて貰うことはできないかと尋ねている。更に、先頃より古金類

へ増歩の風説があるが、金座が混雜して古金類の引き替えまで行き届かない場合、少しでも増歩をするべきだと私見を述べている。この頃の順では、盆前後にならないと模様は変わらぬものと考えると分析している。

五月一二日書状の大坂から江戸への報告部分には、大坂での天保二朱金について「式朱金之儀其御地與同様ニ而取遣り無御座、内取引打銀セ舟マツシ、ニ而者容易ニ手ニ入不申候へ共、漸々曾仙両支ケセ舟マシサ、替ニ而取入申候間、今夕十日限便々差下申候」とある。

つまり、大坂でも天保二朱金は江戸同様に表立った通用はない。内取引で百両につき打銀二三〇匁一四〇匁では買入は容易ではないが、ようやく一〇〇〇両を打銀二三五匁で買入れたため五月一二日に江戸へ差し下した（表2参照）。

三井組の大坂支配人から江戸支配人への五月一五日書状には「是迄通用之式朱金取入今日迄セ仙両、セ舟ツシ、替ニ而取入申候ニ付、今夕曾仙両差下申候、跡曾仙両者來ル十八日夕差下申候」とあり、今日までに天保二朱金二〇〇〇両を打銀二四〇匁で取り入れ、一〇〇〇両ずつを同一五日夕と同一八日夕に江戸へ差し下すと述べている。統いて、これまで大坂で天保二朱金三〇〇〇両取り入れの際の打銀、江戸へ差し下すための飛脚賃と大坂へ代り金を上す際の登為替の打銀が計算されており、合計で銀一三貫五四六匁になる。

#### 一六貫目 登為替マ仙両打、舟両二付セ舟、打

#### 三井組の天保金差し下し（二）

口の預り分が引き替えられるようになった。加えて、金座で天保二朱金の改めは天保金とは違つて手間取り、金高の差出書を持参しても引替完了日も不明確なため急激に引替高を減らし、金高の差出書を撤回する者も出た。折しも大坂から天保金・安政金が主に差し下された時期である。大坂・京都でも江戸と状況が似て、天保二朱金二〇〇両につき五・六両位と低落しているため、江戸での引き替えも差し支えるようになった。一二月中旬は五両二分位での売人が多く、年末に六両三分も七両へと上昇し、公定の増歩に次第に近くなりつつあった。

三井組の大坂支配人から江戸支配人への一二月一五日書状には「古式朱金セ・マ仙両程持合之分御座候間御引替被下間敷哉、右御取扱被下候ハ、如何之振合ニ相成哉否早々可被仰聞候」とあり、大坂で天保二朱金の持ち合わせが二、三〇〇〇両程あり引き替えを江戸へ依頼したいが、どのような振合いになるか教えてほしいと尋ねている。その後、三井組の大坂支配人から江戸支配人への万延二年正月一八日書状で次の二つが問題になった。

①江戸から大坂へ伝達内容に「座方々内沙汰有之来ル十二日より御用始ニ相成候ハ、古式朱金精々金高差出候様被申候ニ付、打銀工両替ニ而引合ニ相成候ハ、高曾万両程買入正下し取斗可致様、尤代り金之儀者五日限ニ而も正六ニ而も宜敷為替取組可申、就而者正下し賃・為替打サシ、爰元受持之積り相心得」とある。金座より内沙汰があり正月一二日に金座で御用始めになつたならば、大坂で天保二朱金一万両

一七貫百五十匁 式朱金マ仙両取入打、但セ仙両者舟両ニ付  
セ舟ツシ、替、曾仙両者舟両ニ付セ舟マシサ、替  
三百九十六匁 式朱金マ仙両飛脚賃、舟両ニ付シマ、セ入替  
メ拾三貫五百四拾六匁

史料では、特に大坂で天保二朱金三〇〇〇両を取り入れる際の打銀は、一〇〇両につき銀三三五匁（一〇〇〇両分）と銀二四〇匁（二〇〇〇両分）で、合計で銀七貫一五〇匁だった。しかし表2でも明らかのように、この後、大坂から江戸への差し下しは天保二朱金より天保

小判が優先された。

#### 2 増歩実施後の江戸と大坂の天保二朱金

幕府は万延元年（一八六〇）一一月より天保二朱金一〇〇両につき七両二分の増歩を行う。江戸では天保二朱金の増歩実施後、その引き替えを次のように述べている。

初め者、隔日千両位御引替之所追々素人預込之口等有之、且御改モ保字ト違ひ御手間取、金高差出書持參致候而もいつれ納日限追而ト申事ニ而、急速御引替ニ不相成、又者書付御戻しに相成、折柄上方正字金下シの時分ニ至、京坂モ同様五・六両位之氣配ニ付専古赤相下り弥御引替差支、且時分柄ト云追々下落、十二月中旬者五両式分位ニ而売人多ク、廿日後より立戻り、廿九日晦日頃ニ者六両三分、七両位ニ相成申候<sup>12)</sup>。

天保二朱金は隔日一〇〇〇両ずつの引き替えだつたが、やがて素人

程を一〇〇両につき打銀七両替で買入れて江戸へ差し下すよう取り計らつて貰いたいとあり、代り金は為替取組で大坂へ送金し、正下し賃と為替打五〇匁も受け持つと述べている。<sup>②</sup>「旧蠟御尋得御意候所持之分丈ケニ而も差下可申旨被仰聞」とあり、昨年一二月一五日書状で尋ねた天保二朱金は江戸へ差し下すことになった。但し差下日の記述が無いため表1・2には反映させていない。

大坂で「御紙面之趣夫々承知いたし候」と①②を承知したが、「当地古式朱金打追々高直ニ相成シサ両程ニ茂相成、其御地而半金茂打銀違ひ申候故取入出来不申候間宜敷御断」とあり、大坂での増金は一五両程で江戸の約二倍のため取入不可で、①を断つてゐる。

大坂で公式の増歩を大幅に上回る増金に幕府勘定方が不審に思つたのか、三井組の大坂支配人から江戸支配人への二月一五日書状には、次の内容が大坂で確認されている。

去ル八日後藤役所呼出ニ付御出候處引替掛り伊佐助面会之上被談候者、去ル九日御勘定方より御沙汰ニ而、引替所之内古式朱金多分買貯候者有之由承り込候間、右之者早々取調候様被仰渡候ニ者、於引替所者右様之儀決而有之間敷被存候ニ付、其段程能御断御申上置候間、引替所一同江早々御申継被成度、且又古式朱金多分之御歩増被仰出も有之趣ニ而、市中人々格別之切賃差出し売買いたし由ニ候へ共、一向不思寄儀、依之近日之内御歩増等之被仰出者決而無之趣御触出有之候様致承知候

江戸で金座より三井組が呼び出され二月八日に面会したが、勘定方

よりの沙汰で引替所の中に天保二朱金を貰い貯えている者がいるとの指摘があり取り調べを命じられたが、三井組ではその指摘を即座に否定し、断っている。江戸市中でも天保二朱金の更なる増歩を見込み、格別の切賃を出して取引しており、これ以上の増歩はない旨の触書が出されたと大坂へ知らされている。

天保二朱金一〇〇両の打銀・増金は次の傾向が窺われる。大坂・京都の打銀は、安政七年（万延元年）に正月は一貫二〇〇～三〇〇匁以上でも取入不可、二月は一〇〇～五〇〇匁程、五月は二三五～二四〇匁だった。一二月に七両二分へ増歩されたが、万延二年（文久元年）正月に一五両程に上昇した。他方、江戸での万延元年の増金は「古式朱金之義、九月下旬又々人氣立、尤当春御察當モ有之故、何れも内々取引ニ而、（中略）春程の高直ニ者不相成候得共、十月中頃ニ者百両ニ金十両程ニ相成、跡又下落、六七両より月末に者五六両之内取引ニ候よし」と報告されており、春に高い増金になり、一旦は下落したもののが九月下旬より再び上昇し、一〇月に入ると一〇〇両につき中旬に一〇両程、下旬にはその五、六両程へと下落している。

## 三井組の天保金差し下し（二）

表3 両組による御用金・献金の江戸差し立て

大坂発	担当	金高	端銀高	記事	書状日付
万延元年 12月18日	三井組	17,753	勿.	天保小判998両(近猶)。	12月18日
12月22日	十人組	17,479.2.3	2.683		12月22日
万延2 (文久元)年 2月5日	十人組	27,019.1.3	0.448	天保小判600両(近猶)。	2月5日
12月15日	三井組	1,912.3.1	2.640	ここまで万延元年納分。 ここより文久元年納分。	12月15日
12月24日	十人組	39,865			12月25日
文久2年 2月2日	三井組	15,727.3.2	2.310		2月2日
		37,695.0.2	0.360		

出典：「江戸書状控」（万延元年～文久二年〔三井文庫所蔵 別351・別354〕）より作成。

## 三 安政七年の御用金・献金と天保金・天保二朱金

## 1 御用金・献金と旧金貨

大坂では安政七年（万延元年、一八六〇）の御用金・献金により集められた金銀貨があり、そこにも天保金・天保二朱金・安政二分判が含まれていた。つまり、大坂・兵庫・西宮等の町人へ仰せ付けられた「御用金并右江御差加相願候分又者上金願之分」からのものである。これら金銀貨は、両組により大坂から江戸へ差し立てられており、それを示すと表3になる。

万延元年一二月一八日書状（江状）には、万延元年納分の内の金七万九〇八〇両二分三朱、銀二・六八三匁は両組へ割り当てて江戸表へ差し立てると述べている。次に、御用金方御掛屋鴻池屋善右衛門・加島屋作兵衛・鴻池屋善五郎・鴻池屋新十郎・炭屋安兵衛・三井八郎右衛門・鴻池屋庄十郎・近江屋猶之助（以下、近猶と記す）・米屋長兵衛・米屋喜兵衛の封で以て金一万七七五三両が三井組へ納められ、一二月一八日に江戸へ差し立てられた。特に、この時の納高について近猶は天保小判九九八両であり、これは後述する森本家近猶の史料からも一致する。<sup>14)</sup>

一二月二三日書状（江状）には、十人組へ金一万七四七九両二分三朱、端銀二・六八三匁が納められ一二月二二日に江戸へ差し立てられた。そして、万延二年二月五日書状（江状）にも、十人組へ金二万七〇一九両一分三朱、端銀〇・四四八匁が納められ二月五日に江戸へ差

が、御用金方御掛屋月番米屋長兵衛の封で以て金一九一二二両三分一朱、銀二・六四匁である。文久元年納分は、御用金方御掛屋一拾軒封で以て三万九八六五両である。一二月二五日書状（江状）には、十人組へ文久元年納分の金一万五七二七両三分二朱、銀二・三一匁が納められ一二月二十四日に江戸へ差し立てられた。そして、文久二年二月二日書状（江状）にも、三井組へ金三万七六九五両二朱、銀〇・三六匁が納められ二月二日に江戸へ差し立てられた。<sup>15)</sup>この時、後述のように近猶は天保小判六〇〇両を納めたと見られる。

そして、両組により差し立てられた金銀貨を年次分で集計したもののが表4である。注意点は、年が明けた二月でも前年次分を差し立てている。計数銀貨では、一分銀に関して概ねが安政一分銀、一朱銀に関しては「新一朱銀」とも記されていることも含め嘉永一朱銀と考えられる。万延元年分は天保小判が最も多く、文久元年分は天保二朱金が最も多くなるが万延二分判もそれに次いでいる。

特に、万延元～二年の三度の差し立てに関しては、史料には天保小判・天保一分判があり、それらの増歩額も同時に記されている。表4の「万延元年分」の「金銀貨計」には、江戸へ実際に差し立てられた銀高及び合計金高を示し、「代り金」に天保小判・天保一分判の増歩額を示した。万延元年納分のみに「代り金」が存在する意味は、次節の森本家近猶①②に当たる事例からも、大坂で引き替えが開始前であるため、市中から集められた銀で金へ両替させ、その調達された金で天保小判を集めたことによる。

## 三井組の天保金差し下し (二)

表4 御用金・献金による新旧金銀貨

	万延元年分		文久元年分
	金銀貨計	代り金	金銀貨計
	両、分、朱	両、分	両
天保小判	22,746	76,767.3	5,300
天保一分判	2,510	8,157.2	500
天保二朱金	1,900	—	49,750
安政二分判	1,300	—	
旧金貨計	28,456	84,925.1	55,500
万延二分判	11,378	—	32,045
万延二朱金	1,200	—	2,328
一分銀	7,309.1	—	3,365
一朱銀	0.1.3	—	
新金銀貨計	19,887.2.3		37,739
新旧金銀貨全合計	48,343.2.3	84,925.1	93,288

注：端銀が万延元年分は5.771匁、文久元年分は2.67匁である。

出典：「江戸書状控」(万延元年～文久二年〔三井文庫所蔵 別351・別354〕)より作成。

分」、②「申年分獻金市中並諸株年割上納」が記されている。続いて、「市中差加獻金并一已分」については③「安政四年分」、④「午（安政五）年分」、⑤「未（安政六）年分」があり、④⑤「午未二ヶ年分」でまとめられている。そして、集められた銀に別に付けられた入目銀は「此入目」として朱字で記されている。次に内容を順に検討することにする。

万延元年（一八六〇）分について、①は升屋伝兵衛や平野屋惣次郎ら三八軒から集めた銀五三貫目（入目銀一五九匁）、②「獻金市中並諸株年割上納」が質屋の四組合と近江屋与七ら六七軒から集めた銀七五貫七一二・三匁と金二五六両一分である。①と②の合計額は銀一二八貫七一二・三匁と金二五六両一分である。

史料に基づいて銀一二八貫七一二・三匁を平均相場で割ると、原則一七八五・三二七五になる。しかし、文久元年正月二七（一九日）の平均相場とあるが、その平均相場値は記されていない<sup>18</sup>。

一七八五・三二七五＝一七八四・六八七五（一七八四両二分三朱）  
+〇・六四（端銀）

一七八四両二分三朱+二五六両一分＝二〇四〇両三分三朱

二〇四〇両三分三朱＝二〇二五両（天保小判六〇〇両増歩額）

＝一五両三分三朱（残金）

そして、万延小判にした残金一五両三分三朱と端銀〇・六四匁は月番炭屋安兵衛へ納められ、天保小判六〇〇両は十人組に納められ二月五日に江戸へ差し立てられたと見て支障ないだろう。

森本家近猶の史料から、大坂市中より集められた御用金・献金と天保小判の関係について、その一端を考察してみたい。その史料の表題には「万延元申年新規御用金并獻金年割上納之内申年市中並諸株取集控并安政四年々未年迄平均勘定」とある。<sup>17</sup>

史料の構造は前から順に、①「万延元申年新規御用金年割上納

「市中差加獻金并一已分」について。特に、④安政五年分の残銀九〇貫五〇〇目、⑤安政六年未年（一八五九）分の残銀八五貫五〇〇目が、万延元年に対象になった。まず、④⑤の合計額は一七六貫目（市中分）である。史料通りの計算を示すと次のようになる。<sup>19</sup>

一七六貫目（市中分）+七〇貫目（万延元申年分の新規御用金上納分）＝二四六貫目

二四六貫目＝二四五貫九九七・八五六匁（三三六九両三朱）  
+二・一四四匁（端銀）

特にこの三三六九両三朱については次のよう扱われた。

三三六九両三朱+三三六八両一分（天保小判九九八両増歩高）  
＝三分三朱（端金）

まず、天保小判九九八両は三井組納となつた。次に、三三六八両一分と三分三朱は「有合金ニ而」、端銀二・一四四匁が辰巳屋久左衛門へ廻された。ここからも天保小判が有合金で引き替えられたことが窺われる。

特に、万延元年納分では大坂で集められた銀を金へ両替し、引替元金にさせて、天保金のみ一部引き替えを実施している。文久元年納分では大坂から江戸へそのまま差し立ての形をとったことが窺える。この相違の背景には、万延元年納分の当時は大坂では正銀払底であったことあげられる。

尚、十人両替から大坂町奉行所東御奉行所へ出された万延元年四月二六日付「乍恐口上」には、市中の正銀払底への対策が願い出されて

### おわりに

本稿では、江戸のみ引替一極集中の下で、安政七（万延元）年に計三度に分けて出された増歩が、大坂より江戸への天保金差し下しに現れた影響を考察してきた。同時に、引替一極集中が限界になり大坂・京都でも引替開始に至る過渡期の様子も示しており、そこで特徴は三点指摘することができる。

①安政七（万延元）年正月に天保金・安政金への増歩・四月に旧金

## 三井組の天保金差し下し (二)

貨への増歩が実施された後、大坂より天保金を差し下し再開に当たり、大坂三井組と江戸金座との間では天保金高と飛脚の使用で認識のそれが生じた。つまり大坂三井組は、少しづつでも引替元金を受け取り継続性のある引き替えを望んでいた故に、天保金を飛脚で差し下すことには否定的で、金座の提案は現実を見ていないものと批判的である。そこには大坂三井組が、江戸とは異なる遠隔地故の遅延、天保金の代り金が替での送金になるため順調に機能しないことや過不足の差引、賃金が見つかった際の代り金からの細かい差引計算という煩雑な業務が背景にある。他方、金座は飛脚を用いること肯定的で、大坂・江戸間の天保金差し下しと代り金上りは六〇日位と見積り、一回当たり五〇〇〇両か一万両を差し下せば一、三〇万両程になると、江戸の引替殺到を見たためなのか天保金の集りを楽観的にも捉えられる。

(2) 万延元年一月に天保二朱金も増歩されたが、一一一~一二月は大坂の天保金差し下しを考慮して江戸の天保二朱金引替高は制限された。ここから江戸では天保二朱金の引き替えに時間・手間を要し、引き替えに対する期待が薄くなり、ついに増歩が守られず公式の増歩を下回る事態になってしまった。万延三年(文久元年、一八六二)になり、大坂で引替開始の期待が出ると、今度は更なる増歩を期待して大坂では天保二朱金が増歩以上に高騰し、江戸とは大きな乖離が生じた。大坂では江戸への差し下しのみで天保小判が優先され、江戸では引替高が制限されたことで天保二朱金の扱いに不安定要素が投げかけられた。尚、大坂・江戸共に天保二朱金の本来持つ金量に対し低い増

(5)~(8) 「御為替方連状之控」(文化一年~慶応元年)(三井文庫所蔵別四三五)。  
(9) 「京江戸別通控」書状中に現れたもので確定できるもので集計した。そのため、大坂からの差し下しで事実が確定できないものは集計に入れていない。

(10) 増歩は一〇〇両につき天保小判代り金三三七両二分・天保一分判代り金三三五両だが、ここでは天保小判代り金三三九両一分二朱、天保一分判代り金三三六両三分二朱。そのため、表1での天保金高とその増歩の金高との間の関係は公式の増歩に基づく関係にはならない。

(11) 指値。売買注文を出す際、客が売値又は買値を指定する希望の値段。また、一般に客の方で指定する値段(『日本国語大辞典』(二版)六卷、小学館、二〇〇一年)。

(12) 三井高維『新稿両替年代記関鍵』(巻一 資料篇)岩波書店、一九三三年、七〇六頁。

(13) 同上、七〇五、七〇六頁。

(14)~(15) 「江戸書状控」(万延元年~文久元年)(三井文庫所蔵 別三五一二)。

(16) 「江戸書状控」(文久元~二年)(三井文庫所蔵 別三五四)。

(17) 「申年市中并諸株取集控并安政四年々未年迄平均勘定」(万延元年~文久元年)(大阪商業大学商業史研究所所蔵 佐古慶三教授収集文書 三井家編纂室、一近江屋F一~一~二五)。

(18) 三井家編『大阪金銀錢并為替日々相場表』(巻二)三井家編纂室、一九一九年、を参考。金相場が一月二七日は七二・〇七匁、二八日は七二・一匁、二九日は七二・〇八匁になる。他方、銀一二八貫七一二・三匁を七二・〇八匁で割ると、一七八五・六八六七三六になる。つまり〇・三五九二三六の差異がある。

(19) 同上、を参考。ここでは七三・〇一四匁替とされている。金相場が

万延元年一二月七日は七三匁、八日は七三・一匁、九日は七三・〇八匁、一〇日は七二・九六匁、一一日は七二・七三匁である。前三日の平均値と後二日の平均値を平均すると七三・〇一七匁になり差異がある。朱字で「口銭口金メテ三十」とあるため差の〇・〇〇三匁がこれに当たるのだろう。

(20) 「留帳(森本)」(嘉永三年~文久三年)(大阪商業大学商業史研究所所蔵 佐古慶三教授収集文書 三井文庫、一九七三年、一八四頁)。

歩水準に抑えられていたことへ打銀での相場の反発は共通と言えよう。そして、大坂で公式の増歩が遵守されていくには、引替元金に基づく速やかな新旧金貨引き替えの開始しかなかった。

(3) 引替元金が到来する以前の大坂は、御用金・献金の賦課に加え、天保金・安政金、天保二朱金・安政二分判が通用停止になり、万延金も供給不十分もあり、正金銀不足であるように、デフレ傾向だったと考えられる。実現はしないが、十人両替は幕府が望む天保小判を出す条件で正金銀不足打開の正銀払い下げを引き出そうとした。安政七年の御用金・献金で集められた銀では、有合金を相場で調達することで引替元金の機能を果させ、天保小判へと引き替えていた。

## 注

(1) 『大阪市史』(第四卷下)一九一一年、二三三六二~二三三六三頁。

(2) 須賀博樹『三井組の天保金差し下し~安政六年と安政七年の増歩の間で』『大阪商業大学商業史博物館紀要』一九号、二〇一八年、九三~一七頁。同『万延の改鑄と三井組・十人組・住友両替店・十五軒組合~京都・大坂での新旧金貨引き替え』『同上』七号、二〇〇六年、一一九~一三八頁。

(3) 『京江戸別通控』(安政六年~文久元年)(三井文庫所蔵 別三四八乙)。「京江戸別通控」(文久元年~文久三年)(三井文庫所蔵 別三五三)。この二つの境は、「別三四八乙」は文久元年四月二九日まで、「別三五三」は五月一五日からになる。

(4) 三井文庫編『三井事業史』(資料篇一)三井文庫、一九七三年、一八四頁。